

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○医療法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（医務業務課）	68
○母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（子ども未来推進局）	68
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	69
訓 令	
○北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令……………（北方領土対策本部）	70
告 示	
○平成26年度鳥獣保護区の指定……………（生物多様性保全課）	70
○平成26年度鳥獣保護区の更新……………（生物多様性保全課）	70
○平成26年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（生物多様性保全課）	75
○平成26年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（生物多様性保全課）	75
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	76
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	76
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	76
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	76
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	77
道公安委員会規則	
○北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	77
道警察本部告示	
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程……………	78
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	78
規 則	
医療法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 平成26年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道規則第68号

医療法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則（平成20年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の4第2項第9号」を「第30条の4第2項第10号」に、「第30条の12第1項」を「第30条の17第1項」に改める。

（北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「第30条の4第2項第9号」を「第30条の4第2項第10号」に改める。

（1）北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）附則第5項

（2）北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）附則第3項

（3）北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）第2条

（医療法施行細則の一部改正）

第3条 医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。
別記第39号様式中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成26年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第69号

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部改正）

第1条 非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則（昭和31年北海道規則第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表婦人相談員及び母子自立支援員の項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

（北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則及び北海道職業訓練手当支給規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉

法」に改める。

(1) 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）別記第1号様式

(2) 北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）第3条第1項第9号（北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号コ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の(1)中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部改正）

第5条 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2末尾欄外注7の事項(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、「配偶者のない女子」の次に「又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、「（これに準ずる父子世帯を含む。）」を削る。

附 則

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第2条（第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定による改正前の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「この号」の次に「、第8条の表第2号」を加える。

第5条の2第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「を含む」を「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定により行われる支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第3項の規定により行われる支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定により行われる支援給付を含む。第23条の2において「支援給付」という）」に改める。

第8条の表第2号を次のように改める。

2 母子世帯及び父子世帯向け住宅	入居者が次のいずれかに該当し、かつ、同居者に現に扶養している20歳未満の子がいること。 ア 寡婦 イ 配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻をしていないもの ウ 配偶者の生死が明らかでない男子 エ 配偶者から遺棄されている男子 オ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子 カ 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子 キ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子 ク 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの
------------------	--

第23条の2の見出し中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の」及び「（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付を含む。以下この条において「支援給付」という。））」を削る。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第7号 本 庁 出 先 機 関 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令 北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。 第4条の見出しを「（本部長等）」に改める。 第5条の見出しを「（局長等）」に改め、同条中「本部に」の次に「局長並びに」を加える。 附 則 この訓令は、平成26年9月30日から施行し、この訓令による改正後の北方領土対策本部規程第5条の規定は、同月1日から適用する。	このような自然環境を反映して、溪流沿いではキセキレイ、ミソサザイ、オオルリ等の鳥類や、周辺ではアカゲラ、ウグイス、キビタキ、シジュウカラ、エゾライチョウ、エゾリス、ユキウサギ等多くの森林性鳥獣が生息している。 このようなことから、当該地域を鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保全を図る。 (3) 管理方針 次のとおり （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及びオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第659号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 平成26年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ
告 示	
北海道告示第658号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及びオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 平成26年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 名 称 神の子池鳥獣保護区 2 区 域 次のとおり 3 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間） 4 保護に関する指針 (1) 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 (2) 特別保護地区の指定目的 神の子池鳥獣保護区は、斜里郡清里町の中心部から南方約20キロメートルに位置し、標高約250メートルの山稜地である。 区域中央部に神の子池があり、そこから流れ出すハトイサツル川に沿ってエゾマツやトドマツ、ミズナラ、シラカバなどの良好な針広混交林が広がっている。	1(1) 名 称 洞爺湖鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 洞爺湖鳥獣保護区は、JR 洞爺駅から北東約4キロメートルに位置しており、ガンカモ類・ハクチョウ類をはじめとする多くの水鳥類の優れた飛来・生息場所となっている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 2(1) 名 称 白老王子鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 白老王子鳥獣保護区は、JR 登別駅から北東約7キロメートルに位置し、トドマツ、カラマツといった針葉樹と、ハンノキ、ニレ、その他広葉樹とから成っている。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラなどの森林性鳥獣の生息環境として好適であることから昭和49年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 3(1) 名 称 ときわ鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 ときわ鳥獣保護区は、JR 早来駅から南東約1キロメートルに位置しており、市街地に隣接しているが、森林性鳥獣の生息環境として好適であることから昭和49年に道指定鳥獣保護区に指定している。 当該区域の植生はミズナラやコナラの天然林のほか、トドマツなどの人工林が生育している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 4(1) 名 称 知内鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 知内鳥獣保護区は、知内町市街地の西南方約5キロメートルに位置する、標高100	メートルから800メートルまでの山地で、トドマツを主体としたミズナラ、イタヤカエデ等の針広混合林であり、地区の中央をコロナイ川が流れている。コノハズク、キビタキ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生活環境として最適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和49年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 5(1) 名 称 熊石平田内鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 熊石平田内鳥獣保護区は、旧熊石町市街地から東方に約2キロメートルの平田内川沿いの標高80メートルから280メートルまでの山地である。当該区域の植生は、ブナ、ミズナラ、イタヤカエデその他広葉樹天然林が大半を占め、林道沿いにはスギ、トドマツの人工林がある。エゾライチョウ、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和50年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 6(1) 名 称 江差東山鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 江差東山鳥獣保護区は、JR 江差駅から北東約4キロメートルに位置している。天然林広葉樹を主体とし、その中にスギ、ヒノキアスナロ等の針葉樹林が点在する針広混合林からなる豊部内川流域の標高100メートルから500メートルまでにある丘陵地で
--	---

ある。

また、カッコウ、クマガエラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 にしおおさと鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

にしおおさと鳥獣保護区は、JR 長万部駅から西方約43キロメートルに位置しており、サクラ、イタヤ、シナ、ナラ等の広葉樹とカラマツ等の針葉樹からなる馬場川流域の標高100メートルから150メートルまでにある丘陵地である。

また、ヤマゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の鳥獣が生息している。遊歩道が一部整備され鎮守の森として親しまれており、平成6年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 江丹別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

江丹別鳥獣保護区は、旭川市北西部に位置し、鷹栖町、和寒町及び幌加内町に接する地域である標高200メートルから500メートルまでの森林地帯でイタヤカエデ、ハルニレ等の天然広葉樹林とトドマツを主とする人工林から成り、一部にクマイザサの群生も見られる。アカゲラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、

野生鳥獣の保護を図るため、昭和50年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 旭山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、旭川市の東部に位置する標高300メートル余りの旭山を中心とする丘陵地帯で、林地はナラ、イタヤ、カラマツ、トドマツ等の種樹で構成され、付近には米飯川及び倉沼川が流れている。本地区には旭山公園や旭山動物園があり、四季を通じて市民の憩いの場として親しまれており、昭和50年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 旭東鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

旭東鳥獣保護区は、JR 名寄駅から東方約3キロメートルに位置しており、ヤチダモ、ミズナラ等の広葉樹の天然林で、アカゲラ、カッコウ、カケス等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場としての親しまれており、昭和49年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

11(1) 名 称 となみが丘鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 となみが丘鳥獣保護区は、名寄市市街地から天塩川を隔てた西側に位置しており、ヤチダモ、ミズナラ等の広葉樹林帯で、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。 また、当該地域の南東部及び中央部は土地の利用度が高く、農耕地・墓地・テレビ塔などが点在する一方、住民の自然観察の場としての親しまれており、昭和49年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。 ウ 管理方針 次のとおり 12(1) 名 称 九重鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 九重鳥獣保護区は、苫前町の古丹別川の支流である三毛別川に近い丘陵地帯に位置し、鳥獣の生息状況は良好である。 ミズナラ、シナノキ、カンバ類の広葉樹を主体とし、これにトドマツを交えた天然性の針広混合林で森林の環境は良好である。 地元林業者による針葉樹及び広葉樹の管理がされており、鳥獣の保護増殖に適している。 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。 ウ 管理方針 次のとおり 13(1) 名 称 幌延鳥獣保護区	(2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 幌延鳥獣保護区は、幌延町市街地に隣接する良好な森林地帯である。トドマツ、ミズナラ等から成る天然性の針広混交林であり、鳥獣の生息環境として良好なため、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。 ウ 管理方針 次のとおり 14(1) 名 称 東浦鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 東浦鳥獣保護区は、稚内市宗谷村東浦の南方に位置しており、植生は天然性の針広混交林である。 鳥類ではアカゲラやシジュウカラ、獣類ではヒグマやユキウサギなど数多くの森林性鳥獣が生息しており、野生鳥獣の保護を図るため昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 15(1) 名 称 歌登王子鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成26年10月1日から平成46年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
--	--

イ 鳥獣保護区の指定目的

歌登王子鳥獣保護区は、枝幸町歌登市街地の南方に位置しており、植生は天然性の針広混交林である。

鳥類ではアカゲラやセンダイムシクイ、獣類ではユキウサギやシマリスなど数多くの森林性鳥獣が生息しており、野生鳥獣の保護を図るため昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

16(1) 名 称 紋別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

紋別鳥獣保護区は、紋別市中心部から南西に約2キロメートルに位置しており、標高334メートルの紋別山（大山）を中心とした山稜地である。

当該区域の植生は、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹林にトドマツ、エゾマツの針葉樹が混交している天然性の針広混交林であり、エゾライチョウ、カッコウ等、森林性の鳥獣が多数生息する。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

17(1) 名 称 幌岩鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

幌岩鳥獣保護区は、佐呂間町中心部の北東約10キロメートルに位置しており、幌岩山を中心とした山稜地である。

当該区域の植生はトドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等から成る天然性の針広混交林であり、森林性の鳥獣の生息環境として好適である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

18(1) 名 称 駒場鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

駒場鳥獣保護区は、網走市中心部から南南東約2キロメートルから3キロメートルまでに位置し、東側はJR釧網本線及び国道244号線を挟んでオホーツク海に面し、西側は網走市駒場、つくしヶ丘の住宅街に接した市有林野である。

当該区域の植生は天然性の針広混交林であり、森林性の鳥獣が多数生息している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

19(1) 名 称 御西鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月1日から平成36年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

御西鳥獣保護区は、雄武町市街の南東12キロメートルに位置する御西沼一帯を含み、国道238号線からオホーツク海までの長さ1.5キロメートル、最大幅1.2キロメートルの区域である。

御西川とモサマラン川の合流する河口部に形成された干潟で、広い丘陵地に囲まれており、湖の周辺は、ヨシやフトイ等の湿生草原で、その外側は牧草が広がり、ミズナラやカシワ等の広葉樹林が点在している。

春と秋にはカモ類やアオサギなどの水鳥が多数訪れ、渡りの重要な中継地となって

いる。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

20(1) 名 称 屈斜路湖鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月 1 日から平成46年 9 月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

屈斜路湖鳥獣保護区は、弟子屈町の北東部に位置し、オホーツク総合振興局所管区域との境界にある藻琴山に続く稜線を外輪山とする屈斜路カルデラの内側にある。

また、阿寒国立公園川湯地区の西側の位置にある。

屈斜路湖は、湖面が結氷する厳冬期においても湖畔から湧出する複数の温泉により開水面ができるため、オオハクチョウをはじめ多数のカモ類が越冬する水鳥類の貴重な渡来地となっている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第660号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 名 称 屈斜路湖特別保護地区

2 区 域 次のとおり

3 存続期間 平成26年10月 1 日から平成46年 9 月30日まで（20年間）

4 保護に関する指針

(1) 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

屈斜路湖鳥獣保護区は、川上郡弟子屈町の北東部に位置し、オホーツク総合振興局所管区域との境界にある藻琴山に続く稜線を外輪山とする屈斜路カルデラの内側にある。屈斜路湖は、面積79.6平方キロメートルの日本最大のカルデラ湖であり、湖の周辺はトドマツ、エゾマツを中心にミズナラやダケカンバ等の針広混交の天然林となっている。このような自然環境を反映して、多数の渡り鳥が中継地として利用している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、公有水面の区域は、厳冬期においても湖畔から湧出する複数の温泉により開水面ができるため、オオハクチョウをはじめとする多くの渡り鳥が飛来する貴重な渡来地となっている。

このため、当該区域は、屈斜路湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図る。

(3) 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び釧路総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第661号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 名 称 丹治沼特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

2(1) 名 称 穂別ダム下流域特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成26年10月 1 日から平成34年 9 月30日まで（ 8 年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 3

(1) 名 称

長流川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域

次のとおり
- (3) 存続期間

平成26年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 4

(1) 名 称

幌満ダム特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域

次のとおり
- (3) 存続期間

平成26年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 5

(1) 名 称

鳥崎特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域

次のとおり
- (3) 存続期間

平成26年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 6

(1) 名 称

当別特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域

次のとおり
- (3) 存続期間

平成26年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 7

(1) 名 称

大曲呼人特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域

次のとおり
- (3) 存続期間

平成26年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年10月 1 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月30日

		北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
幌加内西部	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道上川総合振興局
オロロン北	草地整備 [担い手中核型]（区画整理）	北海道留萌振興局

北海道告示第663号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195

号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	完了年月日
光 進	草地整備 [担い手中核型]（区画整理）	平成25.11.20
美原東	基幹農道整備	同 25.11. 7

北海道告示第664号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月30日

		北海道知事 高 橋 はるみ
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

道道 瑞穂旭川停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部		旭川市東旭川町米原1578番5地先から 同市東旭川町米原456番7地先まで	平成26. 9. 30
道道 上長和萩原線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部		伊達市乾町79番地先から 同市乾町159番7地先まで	平成26. 9. 30
道 教 育 庁 教 育 局 告 示			
北海道教育庁上川教育局告示第50号			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年 9 月30日 北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎			
1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 4台 一式			
2 落札を決定した日 平成26年 9 月 8 日			
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社サイトー (2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号			
4 落札金額 588,600円			
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札			
6 一般競争入札の告示 平成26年 7 月29日付け北海道教育庁上川教育局告示第48号			
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号			
道 公 安 委 員 会 規 則			
北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年 9 月30日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三			

北海道公安委員会規則第 6 号	
北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則	
北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。	
別記第 1 号様式中「注 1」を「備考 1」に改める。	
別記第 3 号様式中	
「注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。	
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。」	
を	
「備考 1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。	
2 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。	
3 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。」	
に改める。	
別記第 4 号様式中「注 3 の欄」を「備考 3 の欄」に改める。	
別記第 5 号様式中	
「注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。	
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。	
3 4 の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。」	
を	
「備考 1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。	
2 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。	
3 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。	
4 4 の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。」	

に改める。
別記第 8 号様式その 1 及びその 2 中「注 本件開示請求」を「備考 本件開示請求」に改める。
別記第 9 号様式別紙中「注 2 の欄」を「備考 2 の欄」に改める。
附 則
1 この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。
2 この規則による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の規定は、この規則の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第416号
北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年 9 月30日
北海道警察本部長 室 城 信 之
北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成13年北海道警察本部告示第119号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式中「注 1」を「備考 1」に改める。
別記第 3 号様式中
「注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。」
を
「備考 1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。
2 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
3 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。」
に改める。
別記第 4 号様式中「注 3 の欄」を「備考 3 の欄」に改める。
別記第 5 号様式中
「注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡して

ください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
3 4 の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。」
を
「備考 1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。
2 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
3 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
4 4 の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。」
に改める。
別記第 8 号様式その 1 及びその 2 中「注 本件開示請求」を「備考 本件開示請求」に改める。
別記第 9 号様式別紙中「注 2 の欄」を「備考 2 の欄」に改める。
附 則
1 この規程は、平成26年10月 1 日から施行する。
2 この規程による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

北海道警察本部告示第417号
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成26年10月 1 日から施行する。
平成26年 9 月30日
北海道警察本部長 室 城 信 之
別表旭川方面沼田警察署の項中
「

旭川方面 沼田警察 署	署所在地			雨竜郡沼田町 北 1 条 6 丁目 1 番 2 号	雨竜郡沼田町北 1 条 3 丁目から 6 丁目 まで、本通 1 丁目から 6 丁目まで、南 1 条 1 丁目から 7 丁目まで、旭町 1 丁 目から 4 丁目まで、西町、緑町、字沼 田及び字旭町
-------------------	------	--	--	---------------------------------	---

」

同			共 成	同 字 共 成212番 地の 2	同 字高穂 字共成、東予、更進及び
同			恵比島	同 字 恵 比 島357 番地 4	同 竜、字真布、字浅野及び字昭和 字恵比島、字幌新、字北

を

「

旭川方面 沼田警察 署	署所在地			雨竜郡沼田町 北 1 条 6 丁目 1 番 2 号	雨竜郡沼田町北 1 条 3 丁目から 6 丁目 まで、本通 1 丁目から 6 丁目まで、南 1 条 1 丁目から 7 丁目まで、旭町 1 丁 目から 4 丁目まで、西町、緑町、字沼 田、字旭町、字恵比島、字恵比島鉄道 用地、字幌新、字幌新官有地、字北竜、 字真布、字浅野、字浅野官有地及び字 昭和官有地
同			共 成	同 字 共 成212番 地の 2	同 及び字高穂 字共成、字東予、字更新

に改める。
